

介護委託料等の申請に関する よくある質問・お問い合わせ



「急な用事や体調不良で、介護が難しい...」そんなときに頼りになるのが、在宅障害者一時介護委託料の助成制度です。事前に登録しておけば、病気や冠婚葬祭、旅行、介護疲れ等の理由で一時的に介護ができなくなった際、有料でお願いした介護人への費用を助成します。

助成額や利用条件について、よくある質問を通して詳しくご紹介します。



■申請書類について

Q 利用確認票の介護受託者記入欄は申請者が代筆してもよいですか。

介護受託者記入欄の代筆は認められません。

利用確認票は介護委託料の領収書を兼ねています。柏市担当者から内容の問い合わせする場合があるので、介護受託者の方も含めて、申請内容を把握されたうえでご記入・ご申請ください。

Q 利用確認票に介護受託者の押印は必須ですか。

介護受託者の押印は必須です。

Q 申請期間内で、1日のうち数時間、同一人物へ数日介護委託をしました。
利用確認票は数日分まとめて1枚で申請できますか。

介護委託1回毎に1枚の利用確認票か、介護委託日時等が詳細に記載された内訳の提出が必要です。介護委託1回あたりの日時、金額が明示できない場合は助成対象外です。

Q 利用確認票の様式はどこにありますか。

柏市ホームページからダウンロードできますので適宜印刷してご利用ください。
ダウンロードが難しい場合は、担当までご連絡ください。

■助成料金について

Q 介護委託料を介護受託者へ支払う前に支給申請してよいですか。

介護委託料の支払いを終えたあとに支給申請してください。

★申請前に支払いがお済みでないものについては助成対象外です。

Q 障害福祉サービスや介護保険サービス利用分の
自己負担金を申請できますか。

各サービスの自己負担金は助成対象外です。入院費等の自己負担額も対象外です。

Q 介護委託料に部屋代が含まれていて金額の内訳が分かりませんが
助成対象となりますか。

金額の内訳が明示されない場合は助成対象外となります。

必ず介護受託者に確認し、部屋代, 食費を除いた金額を申請ください。

■その他

Q 障害福祉サービス, 介護保険サービスの決定を受けています。一時介護
委託料助成制度と, どちらを優先して利用すればよいですか。

障害福祉サービス, 介護保険サービスを優先してください。

※やむを得ない事情がある場合はご相談ください。

Q 施設に入所しました。何か必要な手続きはありますか。

施設への入所や, 市外のグループホームへ入居された場合,
本制度対象外となりますので, 登録抹消のお手続きが必要
です。郵送・窓口または, ウェブサイトから

<https://logoform.jp/form/Mx28/402426>

右記の二次元コードからも手続きできます。



その他, ご不明点がございましたら, 障害福祉課までご連絡ください。

柏市 障害福祉課 福祉サービス担当 電話:04-7167-1136